

太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)について

【設置者及び発電規模別の課税区分】

設置者	10キロワット以上 (余剰売電・全量売電)	10キロワット未満 (余剰売電)
個人(住宅用)	【申告が必要】 家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、申告の対象となります	【申告が不要】 売電するための事業用資産とはなりませんので、申告の対象外となります
個人(事業用)	【申告が必要】 個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、申告の対象となります	
法人	【申告が必要】 事業の用に供する資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、申告の対象となります	

(1)平成30年4月1日から令和2年3月31日までに太陽光発電設備を取得した場合

対象設備	自家消費型太陽光発電設備 ※公益財団法人 日本環境協会による『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金』を受けていることが必要となります ※経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けたものは特例の対象外となります
適用期間及び内容	対象設備について、新たに固定資産税を課せられることとなる年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減します ・発電出力 1,000Kw未満⇒2/3(附則第15条旧33項1号) ・発電出力 1,000Kw以上⇒3/4(附則第15条旧33項2号)
必要書類	① 固定資産税(償却資産)課税標準の特例申請書(市のホームページからダウンロードできます) ② 公益財団法人 日本環境協会が発行する『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書』の写し

(2) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までに太陽光発電設備を取得した場合

対象設備	自家消費型太陽光発電設備 ※公益財団法人 日本環境協会による『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金』を受けていることが必要となります ※経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けたものは特例の対象外となります
適用期間及び内容	対象設備について、新たに固定資産税を課せられることとなる年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減します ・発電出力 1,000Kw未満⇒2/3(附則第15条27項1号) ・発電出力 1,000Kw以上⇒3/4(附則第15条27項2号)
必要書類	① 固定資産税(償却資産)課税標準の特例申請書(市のホームページからダウンロードできます) ② 公益財団法人 日本環境協会が発行する『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書』の写し

◇根拠法令

地方税法附則第15条第27項、地方税法附則第15条旧33項